

7. 情報・通信、放送分野

情報・通信、放送(1)	e-Taxによる消費税申告手続の改善【新規】
規制の現状	消費税の申告書の作成において、国税電子申告・納税システムを利用するためには、申告内容を入力する作業が毎月発生する。
根拠法令等	国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令
要望内容	紙の申請書と同様、電子の申請書についても予め必要事項が入力されたものを送付いただきたい。
要望理由	消費税の中間申告書の作成において、税務署より送られてきた紙の申告書では必要事項(金額、税務署名、税目、納税者の住所、氏名等)が予め記入されており、内容に間違いがないことを確認すれば、金融機関に持ち込むだけで事務手続が完了する。しかし、電子申告する場合には必要事項を全て入力し直す必要があり、かえって事務手続が煩雑になっており、入力ミスリスクも高い。
制度の所管官庁及び担当課	国税庁

情報・通信、放送(2)	個人住民税の特別徴収税額の電子データ提供【新規】
規制の現状	<p>特別徴収義務者(給与支払者)は給与支払報告書を「電子データを保存したフロッピーディスク」または「紙帳票」にて給与所得者(社員)の居住している各市区町村に提出しなくてはならない。また、住民税額決定通知書は「フロッピーディスクと紙帳票」または「紙帳票のみ」にて、各市区町村から毎年5月末までに特別徴収義務者(給与支払者)に送付され、特別徴収義務者(給与支払者)は6月給与から控除しなくてはならない。</p> <p>現状では、給与支払報告について、各市区町村によって、電子データ(フロッピーディスク)での授受が可能であったり、紙帳票の書式が異なっていたり、住民税額決定通知書を電子データで受け取るためには、企業から電子データ(フロッピーディスク)で給与支払報告を行うことが条件となっていたりに対応が異なっている。</p>
根拠法令等	地方税法第321条の3、4、5
要望内容	住民税特別徴収に係る手続について、全国の市区町村の共通の電子手続システムを構築するなど、電子化及び窓口の一元化を行うべきである。
要望理由	<p>各自治体により電子手続の可否が異なるため、給与所得者(社員)の居住地が複数の自治体にわたる大企業では、電子的に一括処理ができず、結果的に紙媒体で処理せざるをえない。全国共通の電子手続が可能になれば、各市区町村と特別徴収義務者の双方にとって、業務処理の大幅な効率化および誤徴収の防止につながる。</p> <p>現状ではフロッピーディスクによる申請も可能であるが、フロッピーディスク対応パソコンが皆無となるなかで、少なくとも電子メールでの送受を認めるとともに、窓口を一元化した形の全国共通のワンストップの電子手続システムを構築すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省自治税務局 各地方自治体

情報・通信、放送(3)	全地方自治体における電子申告(eLtax)【新規】
規制の現状	自治体や税目によって地方税ポータルシステムが導入されていないため、地方税の申告、申請、納税の際に紙ベースでの対応を要する。
根拠法令等	地方税法
要望内容	全地方自治体において電子申告(eLtax)を導入していただきたい。
要望理由	全ての地方自治体でeLtaxが導入されなければ、申請方法として紙と電子が混在することになり、業務効率化に繋がらない。
制度の所管官庁及び担当課	総務省自治税務局

情報・通信、放送(4)	公的個人認証サービスの署名検証者の民間事業者への拡大【新規】
規制の現状	<p>現在、公的個人認証サービスの署名検証者の範囲は、行政機関、独立行政法人、裁判所、学校法人、士業団体等に限定されており、利用できる場面が限定されている。</p>
根拠法令等	公的個人認証法(電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律)第17条
要望内容	<p>公的個人認証サービスの署名検証者の範囲を広く民間事業者にも拡大すべきである。</p>
要望理由	<p>国民が行政機関に対して申請等の手続を行ったり、行政機関が提供するサービス(社会保障、納税、住民票等)を利用したりする頻度は高くなく、行政サービスを利用するのは年にせいぜい数回程度という利用者も多い。オンライン化した電子行政サービスについても同様のことが言え、多くの利用者はわざわざ公的個人認証サービスの申込みをしてまで、電子行政サービスを利用したいとは考えていない。</p> <p>電子行政サービスの利用価値を高め、普及促進を図るためには、利用頻度の高い民間サービスの取り込みが必須となる。金融機関での口座開設やクレジットカードの新規発行、オークション出品など、現在、本人確認を必要とする民間サービスについて、公的個人認証サービスが活用できるようになれば、現在低迷している公的個人認証サービスの利用拡大にもつながる。さらに、公的個人認証を活用した民間の新たなビジネスの創出も期待される。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省

情報・通信、放送(5)	電子帳簿保存の承認要件
規制の現状	<p>会計システムや関連業務システムにおける明細データを電磁的に記録し保持する、会計関連データの訂正・加除履歴の保持や検索性を確保することなどが承認を受ける要件となっている。これらへの対応として、電子帳票システムで仕訳帳や総勘定元帳を電子化しただけでは不十分で、承認申請が認められない。</p>
根拠法令等	<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(電子帳簿保存法)</p>
要望内容	<p>①業務システムで作成された帳簿をイメージデータで電子帳票システムに保存する事を認めていただきたい。 ②①を前提にイメージデータで保存された帳簿の検索は、イメージデータを前提とした検索機能の範囲で認めていただきたい(探し出された記録事項のみがディスプレイ画面および書面に明瞭な状態で出力される条件を緩和して、探し出された記録事項部分の判断が可能であれば認めていただきたい)。 ③個々の業務システム(含む会計システム)で従来書面に出力していた帳票を日次、月次等の処理の都度、電子帳票システム等のデータベースに出力しておき、これにより見読、検索機能を確保する場合の具体的な対応方法ガイドラインを示していただきたい。</p>
要望理由	<p>国税関係帳簿を紙保存から電子データ化することによる紙資源、保管場所の費用削減や、検索機能の活用による調査の効率化が見込める。一方、業務システムで保存と検索に対応するためのコンピュータソフト改修投資が企業にとって負担となること、この投資負担が保管・調査の効率化を大きく上回るため、電子帳簿保存法への対応自体を断念するという判断になってしまう。 あわせて備付と保存ともに業務システムで行う方法でなければ承認されないのであればこれまでの電子帳票システムへの投資が無駄なものになる危惧もある。国税局による承認は会社個々の対応をみて判断となっているが、電子帳票システムを利用する場合に機能としてどこまでできていればよいのかが明確でないため申請できない状況が続いている(どのような対応をすれば「電子帳票システム」利用が承認されるのか判断できない状態)。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>国税庁</p>

情報・通信、放送(6)	UWB規制の緩和(屋外利用)【新規】
規制の現状	<p>無線設備規則第49条の27の3及び4は、UWB搭載機器の他の無線システムに対する干渉を回避する観点から利用を屋内に限定する目的から、「筐体の見やすい箇所に、屋内においてのみ電波の発射が可能である旨が表示されていること」、「交流電源を使用していない無線設備については、交流電源を使用している無線設備からの信号を受信した後でなければ、電波を発射してはならない。」と規定している。</p>
根拠法令等	無線設備規則第49条の27
要望内容	UWB無線システムの屋外利用に向けて、早期に検討を進めるべきである。
要望理由	<p>日本では現在、UWB無線システムの利用は屋内のみ認められており、例えばワイヤレスハブ等の製品が提供されているものの、利用制限もあって市場が拡大しておらず、UWBが持っている特性をユーザーが享受できていると言いはない。一方で、地上デジタル放送のみならず、民生機器においてもHD動画対応の商品が増えており、屋外利用が認められた場合、ユーザーが場所を意識することなく高画質のHD動画等を楽しむことが可能となるなど、新たな市場を築く可能性を秘めている。</p> <p>米国は既に、UWB搭載機器による屋外の他の無線システムに対する干渉対策として、屋内使用時とは異なる電力マスクを規定することで屋外利用を認めている。日本の事業者はこのような国際的な動向を踏まえ、海外での展開を視野に機器の開発を進めているところである。</p> <p>UWB無線システムについては、総務省の情報通信審議会のUWB無線システム委員会において検討が進められ、屋外利用についても、「継続検討課題としており、引き続き検討が必要と考える。」とある(2006年3月の報告に対して提出された意見に対する考え方)。しかしながら、それ以後具体的検討は進んでいない。</p> <p>日本においても国際的な動向に遅れをとることのないよう、米国での導入状況も参考にしつつ、屋外利用や干渉軽減技術のあり方について早期に積極的な検討を進めることを要望する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局電波部

情報・通信、放送(7)	モバイルWiMAX移動局の技術条件
規制の現状	モバイルWiMAX(無線設備規則第49条の28に規定する送信バースト長が5ミリ秒のもの)の移動局では、送信空中線利得が2dBi以下に制限されている。
規制の根拠法令	<p>無線設備規則第49条の28 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム(略)は、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。(略) 4 前各項に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。</p> <p>平成19年11月29日総務省告示651号 一 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であって、送信バースト長が五ミリ秒のもの無線設備 1 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。 (二) 陸上移動局の送信装置 (1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合 送信空中線の絶対利得 二デシベル以下 送信装置の空中線電力 二〇〇ミリワット以下 (略) 注1 送信空中線の絶対利得が二デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置は、屋内又は電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所での使用に限る。 注2 送信空中線の絶対利得が二デシベルを超える陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。</p>
要望内容	「規制の根拠法令」欄にある平成19年11月29日総務省告示651号の「送信空中線の絶対利得 二デシベル以下」を「送信空中線の絶対利得 四デシベル以下」に、関連する注の「絶対利得が二デシベル」を「絶対利得が四デシベル」に緩和していただきたい。
要望理由	<p>①空中線利得2dBiは、ダイポールアンテナの利得より低い数値で、一般に小型の機器に組み込む空中線として設計が困難である。空中線の効率を下げる設計手法で実現する方法もあるが、設備規則第20条の「空中線の利得および能率なるべく大であること」とする考え方に反し、また受信機の感度を低下させることにもなる。一方、同時期に制度化されたほぼ同様のシステムである次世代PHS移動局では、設備規則および関連告示によれば、空中線利得は4dBi以下となっており、モバイルWiMAXの空中線利得も同様に4dBiとしても何ら問題ないと考えられる。</p> <p>②空中線利得2dBiは、日本固有の規制値である(WiMAXサービスを展開もしくは展開予定の国・地域の規制値は2dBi以上)。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局電波部移動通信課